



SANJO ROTARY CLUB

三条ロータリークラブ

週報 No. 32

2011.3.2 (No.2629)

第2560地区ガバナー／東山 昕也
会 長／樺山 仁
会長エレクト／山田 富義 (クラブ奉仕A)
副 会 長／杉山 幸英 (クラブ奉仕B)
幹 事／明田川 賢一
S A A／若槻八十彦
会 計／松永 一義

例会日／毎週水曜日 12:30～
例会場及び事務局／
三条市旭町2-5-10 三条信用金庫本店内
例会場／TEL 34-3311
事務局／TEL 35-3477 FAX 32-7095

E-mail: sanjo-rc@cpost.plala.or.jp
http://www.soho-net.ne.jp/~rotary/
(~はshiftを押しながら“へ”のキーを
押してください)

■本日の出席会員数:54名中30名
■先々週出席率:82.35%

【先週のメイクアップ】

[3.1] 三条北RCへ
・斎藤弘文さん



「地域を育み、大陸をつなぐ」

2010～2011年度国際ロータリーのテーマ

「クリスマスローズ」



会長挨拶

樺山 仁 会長



御挨拶致します。

2月23日の新春例会では、楽しい時を持
てました事、誠に感謝です。旬の食材に舌
鼓を打ちながら、美味しいお酒で満足でし
た。参加された大勢の会員の皆様方は、い
かがでありましたか。

3月6日は、ローターアクトクラブの2560
地区の地区大会です。御出席の方は、よろしくお願ひ致します。

又本年度は、三条ローターアクトクラブの40周年事業が予
定されております。皆様の御協力を改めてお願ひ致します。

世の中、世界中で政治や経済の変動があり、大きな波紋が
あります。政治情勢の不安なエジプト、リビア、それにつな
がる諸国の情勢が混沌としており、いつ何が起きても不思議
でない状況です。ニュージーランドでは、地震の災害で大変
です。

日本も政治情勢が先の見えない状況で、方向進路が未だ決
まらない様で、国民全体が諦めムードで、こんな停滞が続き
ますと生活にハリがなくなり、精神的に不安を抱える様にな
ります。早く無策の状況から脱してもらいたいと願っております。

政治家の方々は、国の為に、又社会の為に、人間として人
間らしい生活を、全ての人々に対して希望が持てる様に、ど
れがベストであるか、又何がベターなのかを国民に早く理解

してもらわなくてはなりません。毎日のニュースを見ておられますと、何とだらしのない事が多く目立って報道されますと、政治離れがしたくなる様です。

今日は政治について考えて見ましたが、政治は交通信号の様なもので、赤、青、黄色と、そのリズムを正常に戻してもらいたいと願っております。

今日は政治に対して一考致しました。

本日、菊池さんの卓話、よろしく願います。挨拶を終わります。

幹事報告

明田川賢一 幹事

◎東山ガバナー事務所より

「3月ロータリーレートのご案内」

3月1日より1ドル84円（現行）

◎三条北RCより

「市内7クラブ会長・幹事会開催のご案内」

と き 4月12日(火) 18:30～

と ころ 三条ロイヤルホテル

出席者 三条、三条中央、三条リパティライオンズクラブ
三条、三条南、三条北、三条東ロータリークラブ
各クラブ会長・幹事

◎地区国際奉仕委員会より

「2011年度夏期交換学生 募集要項」

交 換 先 ドイツ（1810地区と周辺地区）

募 集 人 員 4名

資 格 派遣時、高校又は大学在学中の者（含予備校生、専門学校生）など

受付期間 4月3日までに地区青少年交換委員会事務局へ申請

派遣期間（予定） 2011年8月初旬出発、約3週間
ドイツでホームステイ

受入期間（予定） 2011年7月中旬頃より約3週間
派遣学生が負担する費用

渡航に関する費用 約20万円（往復航空運賃等）他

◎石本ガバナー・エレクト事務所より

「2011-12年度 地区三大行事の日程（予定）」

・会長エレクト研修セミナー

2011年3月19日(土) ホテルイタリア軒

・地区協議会

2011年5月21日(土) ホテルイタリア軒

・地区大会

2012年4月22日(日) ANAクラウンプラザホテル新潟

ニコニコBOX

樺山 仁さん

今日は気温が下がりました。体調に気を付けましょう。

先日の新春例会では御協力ありがとうございました。久し振りの菊池会員の卓話、よろしく願います。

荻根澤隆雄さん

先週はドタキャンで申し訳無かったです。

菊池会員、卓話よろしく願ひ致します。合掌。

山田富義さん

明日から忙しくなります。

菊池さんの高度な卓話、期待しています。

菊池 渉さん

久々に卓話させていただきます。

平原信行さん

先週の夜例会、楽しませていただきました。

又週報に写真が載りましたので。

佐野勝榮さん

菊池さんの法話を楽しみにしています。

川瀬康裕さん

都合にて早退させていただきます。

渡辺勝利さん、 捧 賢一さん、 石橋育於さん、
松永一義さん、 若槻八十彦さん、 熊倉昌平さん、
会田二郎さん、 明田川賢一さん、 杉山幸英さん、
丸山行彦さん、 小出子恵出さん、 伊藤寛一さん、
船越正夫さん、 五十嵐昭一さん、 渡辺良一さん、
中村光一さん

菊池 渉会員、本日は卓話ありがとうございました。楽しみにしております。

3月2日分 ￥25,000

今年度累計 ￥774,000

卓 話

「憲法9条をもう一度読む」

垂をつなぐ



菊池 渉 会員

- 1) 1項：あらゆる「戦争」を放棄したと読める？
- 2) 2項：あらゆる「戦争遂行手段」を放棄したと読める？
- 3) 憲法制定の過程
ア) 佐藤功教授に教わったこと
イ) 同じような言葉が使われた場合は先例による
- 4) パリ不戦条約と芦田修正

<資 料>

憲法 (constitution)

第9条 (Article 9)

第1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争解決する手段としては、永久にこれを放棄する。Aspiring sincerely to an international peace based on justice and order, the Japanese people forever renounce war as a sovereign right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes.

第2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

In order to accomplish the aim of the preceding paragraph, land, sea, and air forces, as well as other war potential, will never be maintained.

The right of belligerency of the state will not be recognized.

パリ不戦条約 (第一條) 1928 (S3) ※第一次世界大戦後締約國ハ国際紛争解決ノ爲戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互關係ニ於テ國家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ抛棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ嚴肅ニ宣言ス

※パリ不戦条約では「自衛権」は認められている
ポツダム宣言 1945 (S 20) 7・26

第七條

右ノ如キ新秩序ガ建設セラレ且日本国ノ戦争遂行能力ガ破碎セラレタルコトノ確証アルニ至ル迄ハ聯合國ノ指定スベキ日本国領域内ノ諸地点ハ吾等ノ茲ニ指示スル基本的目的ノ達成ヲ確保スル為占領セラルベシ

第九條

日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復歸シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルベシ

第十一條

日本国ハ其ノ經濟ヲ支持シ且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルガ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルベシ但シ日本国ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムルガ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラズ右目的ノ為原料ノ入手 (其ノ支配トハ之ヲ區別ス) ヲ許可サルベシ日本国ハ将来世界貿易關係ヘノ参加ヲ許サルベシ

憲法改正要綱 (1946 (S 21) 2・8 松本案)

(五) 第十一条中ニ「陸海軍」トアルヲ「軍」ト改メ且第十二条ノ規定ヲ改メ軍ノ編制及常備兵額ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムルモノトスルコト (要綱二十参照)

(六) 第十三条ノ規定ヲ改メ戦ヲ宣シ和ヲ講シ又ハ法律ヲ以テ定ムルヲ要スル事項ニ関ル条約若ハ国ニ重大ナル義務ヲ負ハシムル条約ヲ締結スルニハ帝国議會ノ協賛ヲ經ルヲ要スルモノトスルコト但シ内外ノ情形ニ因リ帝国議會ノ召集ヲ待ツコト能ハサル緊急ノ必要アルトキハ帝国議會常置委員ノ諮詢ヲ經ルヲ以テ足ルモノトシ此ノ場合ニ於テハ次ノ会期ニ於テ帝国議會ニ報告シ其ノ承諾ヲ求ムヘキモノトスルコト

これに対して

マッカーサー三原則 (「マッカーサーノート」)

War as a sovereign right of the nation is abolished. Japan renounces it as an instrumentality for settling its disputes and even for preserving its own security. It relies upon the higher ideals which are now stirring the world for its defense and its protection. No Japanese Army, Navy, or Air Force will ever be authorized and no rights of belligerency will ever be conferred upon any Japanese force.

(国権の発動たる戦争は、廃止する。日本は、紛争解決のための手段としての戦争、さらに自己の安全を保持するための手段としての戦争をも、放棄する。日本はその防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。日本が陸海空軍を持つ権能は、将来も与えられることはなく、交戦権が日本軍に与えられることもない。)

GHQ原案

Chapter II Renunciation of War

Article VIII War as a sovereign right of the nation is abolished. The threat or use of force is forever renounced as a means for settling disputes with any other nation.

No army, navy, air force, or other war potential will ever be authorized and no rights of belligerency will ever be conferred upon the State.

(第二章 戦争ノ廃棄)

第八条 国民ノ一主權トシテノ戦争ハ之ヲ廃止ス他ノ国民トノ紛争解決ノ手段トシテノ武力ノ威嚇又ハ使用ハ永久ニ之ヲ廃棄ス陸軍、海軍、空軍又ハ其ノ他ノ戦力ハ決シテ許諾セラルルコト無カルヘク又交戦状態ノ権利ハ決シテ国家ニ授与セラルルコト無カルヘシ)

3月2日案 (日本政府案)

第二章 戦争ノ廃止

第九条 戦争ヲ国権ノ発動ト認メ武力ノ威嚇又ハ行使ヲ他国トノ間ノ争議ノ解決ノ具トスルコトハ永久ニ之ヲ廃止ス。

陸海空軍其ノ他ノ戦力ノ保持及国ノ交戦権ハ之ヲ認メズ

3月5日案

第二章 戦争ノ抛棄

第九条 国家ノ主權ニ於テ行フ戦争及武力ノ威嚇又ハ行使ヲ他国トノ間ノ争議ノ解決ノ具トスルコトハ永久ニ之ヲ抛棄ス

陸海空軍其ノ他ノ戦力ノ保持ハ之ヲ許サス。国ノ交戦権ハ之ヲ認メス

憲法改正草案要綱 (政府原案)

第二 戦争ノ抛棄

第九 国ノ主權ノ発動トシテ行フ戦争及武力ニ依ル威嚇又ハ武力ノ行使ヲ他国トノ間ノ紛争ノ解決ノ具トスルコトハ永久ニ之ヲ抛棄スルコト

陸海空軍其ノ他ノ戦力ノ保持ハ之ヲ許サズ国ノ交戦権ハ之ヲ認メザルコト

憲法改正草案 (政府原案)

第九条 国ノ主權ノ発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力ノ行使は、他国との間の紛争ノ解決ノ手段としては、永久にこれを抛棄する。

第二項 陸海空軍その他の戦力ノ保持は、許されない。国ノ交戦権は、認められない

憲法改正草案 (政府修正案)

第九条 国ノ主權ノ発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力ノ行使は、他国との間の紛争ノ解決ノ手段としては、永久にこれを抛棄する。

第二項 陸海空軍その他の戦力は、これを保持してはならない。

国ノ交戦権は、これを認めない

芦田修正案

第九条 日本国民は、正義と秩序とを基調とする国際平和を誠実に希求し、陸海空軍その他の戦力を保持せず。国ノ交戦権を否認することを声明す。

第二項 前掲の目的を達するため、国権ノ発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力ノ行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを抛棄する

これが最終的な案となる

芦田修正の結果

「前掲の目的」「国際紛争を解決」の文言を挿入する。この修正について芦田均は、憲法制定当時、他日自衛戦力を放棄していないという解釈の余地を残すために、この限定的な句を挿入したのだという。

芦田修正の結果として「defence force」を保持することが解釈上可能になったと考えられるようになった。

次週例会 3月16日

外部卓話

三条東ロータリークラブ会長 菅家敏彦 様

次々週例会 3月23日

米山奨学生卓話

ジャック・ティオ・ヨー・チオ君

